

金融庁における一般的な法令解釈に係る書面照会手続（回答書）

令和3年3月26日

（照会者名） 殿

金融庁監督局 証券課長
銀行第一課長

令和3年3月1日付けをもって当庁に照会のあった、一般的な法令解釈に係る書面照会について、下記のとおり回答します。

本回答は、照会書面に記載された事項のみを前提に、あくまで照会時点における照会対象法令に関する一般的な解釈を示すものであり、個別事案に関する法令適用の有無を回答するものではありません。なお、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもあります。

また、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

照会1（金利変更評価益が生じた場合）について

照会のあった本取扱によることは、照会書に記載の前提事実による限り、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第38条第9号及び金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第117条第1項第3号並びに同法第39条第1項に違反しない。

照会2（金利変更評価損が生じた場合）について

照会のあった本取扱によることは、照会書に記載の前提事実による限り、銀行法（昭和56年法律第59号）第13条の3第4号及び銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）第14条の11の3第3号に違反しない。

以上